

測量及び建設コンサルタント等

No.	提出書類 一覧表No.	質問事項	回答
1	No.2	申請書(様式第1号)の右上に「新規」と「更新」に○をつける欄の件ですが、2年前は登録せず、4年前に登録したことがあります。この場合は新規になりますか？	浦添市に過去1度でも登録したことがある業者は登録番号が附番されているため「更新」となります。よって、左記の場合は「更新」に○をつけ、登録番号を記載してください。
2	No.7	1つの契約に土木関係建設コンサルタントと測量が含まれている場合、割合の多い土木関係建設コンサルタントに記載しなければならぬですか？そうすると、測量の実績高が無くなってしまうのですが。	測量も登録を希望される場合は、請負金額の案分し、測量の箇所にも実績高を記入してください。
3	No.10	「技術職員有資格者名簿(様式第2号)」は県の様式でもいいのか？	本市の様式で提出をお願いします。
4	No.15	「税務申告の決算書の写し又は財務諸表」は直近決算期のものとあるが、2年分か？	直近の1年分で良いです。
5	No.20～24	納税証明書や滞納のない証明書について、納税の猶予許可を受けている場合はどのような書類を提出する必要がありますか？	「滞納の猶予許可通知書」等の納税が猶予されている書類をご提出ください。
6	No.20 No.23	本社が県外で、市内に営業所がある場合、「20. 市町村税の滞納のない証明書」や「23. 都道府県税の滞納のない証明書」等は本社と営業所どちらの市町村・都道府県から発行されたものを提出したら良いか？	本社の所在地にある市町村・都道府県から発行されたものを提出して下さい。
7	No.23	「都道府県税の滞納のない証明書」で、(全税目の滞納のない証明書)を提出する場合、何期分の証明書を発行してもらえば良いのか？	沖縄県の県税事務所の場合、「納税証明書交付請求書」の中にある「県税全税目の滞納のない証明」にチェックを入れて請求すると、請求時点までの滞納のない証明が発行されます。
8	No.23	No.20に『東京都の場合は法人住民税』と記載されているが、No.23と同じ証明書のため添付しなくてもいいか？	東京都の場合、No.23の添付書類は省略してもかまいません。
9	No.29	「電算入力表(様式第5号)」の「年間平均実績高」は何年分の平均を記載するのか？	「7. 経営規模等総括表(様式第9号)」の年間平均実績高に合わせて記入して下さい。
10	No.29	「電算入力表(様式第5号)」の「計量証明事業を2事業登録している場合、『6.調査業務の「計量証明事業者登録」欄』の記入はどうしたらいいか？	1事業分のみ登録番号を入力して下さい。ただし、登録証の添付については2事業分の提出をお願いします。
11	提出する 証明書等	添付する証明書類は写しでも大丈夫か？	提出書類一覧表の「備考」に「写し不可」と記載がない書類については、写しで構いません。ただし、数字や文字の潰れなど、不鮮明な書類は再度提出いただきますのでご注意ください。
12	申請後の 納税証明書の 提出	提出書類一覧表の欄外に、「20、24の書類は、申請後も決算年度毎に確認します・・・」とありますが、提出期限はありますか？	各業者で決算月が異なるため、決算が反映された最新の納税証明書が発行できる時期に、速やかに提出をお願いいたします。